福生市表彰式が行われました

表彰者の皆さん

市表彰条例に基づき、次の方々が7月1日の市制記念日に表彰されました。

自治功労表彰

▼教育委員会委員として市の発展に貢献した功績に基づく表彰　山田豊氏

▼農業委員会委員として市の発展に貢献した功績に基づく表彰　原島洋二氏

一般表彰

▼農業委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰　古谷潔氏

▼都市計画審議会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰　森田龍幸氏

▼学校薬剤師として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰　長岡初代氏、熊谷文子氏

▼交通安全推進委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰　加藤繁男氏、石川博氏、齋藤清氏、中村生子（せい）氏、小林と志子氏、高森豊允（とよのぶ）氏

▼保護司として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰　八巻稔氏

▼体育指導委員及び消防団員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰　佐藤淳二氏

▼消防団員として多年にわたり消防行政に貢献した功績に基づく表彰　町田高司氏、細谷誠氏、坂本稔氏、山本博司氏、小川晃周（てるちか）氏、福岡伸之氏、坂本勝氏、櫻井健司氏、田代真治氏、田村利光氏、松村直人氏、相羽則男氏、森田忠嗣（ただし）氏、村野達也氏

▼多額の現金を寄附した行為に基づく表彰　石山三郎氏

▼家庭菜園として土地を無償で提供している行為に基づく表彰　野島春子氏

問合せ総務課庶務係

社会福祉協議会

平成18年度（教養講座）

熟年初級パソコン講座

日時8月16日(水)～18日(金)全3回、午前9時30分～午後0時30分（3時間）

※16日のみ午前9時15分～

場所都立多摩工業高校（1階パソコン室）対象市内在住で60歳以上の方

定員先着30人（すでに受講された方は除く）

持ち物筆記用具と上履き

資料代500円

申込み7月24日から。

「心の相談」

日時7月27日(木)午後1時～2時30分

場所福祉センター相談室

対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など

定員先着2名（予約制）※相談内容は秘密厳守、無料

申込み7月18日から。

共通申込み受付時間（日曜を除く）午前8時30分～午後5時15分☎552・2121

国保・年金だより

●国民健康保険税納税通知書を送付します

8月初めに送付します。40歳以上64歳までの方については、医療保険分と介護保険分（第2号被保険者分）を合わせたものとなっています。

医療保険分と介護保険分のそれぞれ①から④までを合計したものが今年度の国民健康保険税で、その年度により税率改正などがあると金額が変動します。今年度は医療保険分の所得割の税率と均等割の金額の改正を行いました。

納付期限第1期8月31日　第2期10月2日　第3期10月31日　第4期11月30日　第5期12月28日　第6期平成19年2月28日

医療保険分　課税限度額53万円

①所得割額	平成18年度基準総所得額の5.4%
②資産割額	平成18年度固定資産税額の13%
③均等割額	加入者の人数×25,000円
④平等割額	1世帯につき1,200円

介護保険分40歳～64歳の方　課税限度額8万円

①所得割額	平成18年度基準総所得額の0.9%
②資産割額	平成18年度固定資産税額の3.8%
③均等割額	加入者の人数×7,000円
④平等割額	1世帯につき1,200円

●国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証は有効期限が7月31日までです。8月1日からお使いいただく高齢受給者証は、負担割合の見直しを行い、7月下旬に送付します。更新に伴い、医療機関に併せて出していただく国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証も更新になります。必要な方は保険年金係の窓口に国民健康保険証と高齢受給者証を持参し、申請してください。

●障害基礎年金を受けている方は7月31日までに「現況届」の提出を忘れずに！

▼20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けている方

▼障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届けは、8月から平成19年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。受給されている方へ届出用紙が郵送されますので、必要事項を記入のうえ、保険年金係へ郵送または提出してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得の調査をさせていただきますが、調査に同意いただけない方や平成18年1月1日過ぎに福生市に転入された方は、平成17年中の所得を証明する書類を提出してください。

問合せ保険年金課保険年金係

●国民年金保険料の相談窓口を開設します

立川社会保険事務所では国民年金保険料の収納、納付の相談、加入記録、また、年金受給の見込額（50歳以上の方に限ります）についての相談窓口を開設します。

日時7月26日(水)、27日(木)、11月28日(火)、29日(水)午前10時～午後3時30分

場所福生市役所2階第2会議室

問合せ立川社会保険事務所☎523・0351

●老人医療受給者証の負担割合の見直しについて

老人医療受給者証をお持ちの方は、医療機関で受診される際、前年所得に応じ、医療費の1割または2割を負担していただいています。

8月は負担割合の見直しの時期で、今回は平成17年中の所得により、8月1日からの負担割合を判定します。

8月1日から負担割合が変わる方には、変更後の負担割合の老人医療受給者証を7月末までに郵送します。

また、2割負担の方で次に該当する方は「基準収入額適用申請書」により申請すると、1割負担となります。

◆70歳以上及び老人医療受給者証の交付を受けている方の前年の収入合計が2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であること。

注税制改正により、8月から収入の基準が変わります。

1割負担「2人以上の場合」収入621万円未満→520万円未満、「1人の場合」収入484万円未満→383万円未満

2割負担の所得基準については、課税所得145万円以上で、変わりません。

問合せ保険年金課老人医療係

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険は支え合いの制度です。介護を必要とするときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

介護保険料65歳以上の方から徴収する1号保険料と、40歳～64歳までの方から徴収する2号介護保険料分の2種類があります。2号介護保険料分は、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の保険料または保険税に合算されています。年間の保険料は個人ごとに決まります。

65歳以上の方は、本人と同一世帯内の方の前年における総所得金額に応じ、本年から6つの段階に区分されます。

保険料を見直し本年は3年に1度、保険料を見直しする年に当たり、介護サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに保険料額を新たに決定しました。

税制改正の影響を受け、保険料の段階が急激に上昇する方については、保険料率を段階的に引き上げる緩和措置を行います。

納付8月初めに通知書を送付

普通徴収お手元に送付される納付書で納付。口座自動振替を利用されている場合は、額の通知のみお送りします。

特別徴収受給されている年金から天引き。天引きされる額を記載した通知のみを送付。

※平成17年度中に65歳になった方、転入された方で年金を受給されている方は平成18年4～9月分までは普通徴収、10月分以降からは特別徴収となります。この場合、納付書と特別徴収額決定通知書の2つが同封されますので、納付書で納めてください。

納付時期普通徴収は年6回。8月31日、10月2日、10月31日、11月30日、12月28日、平成19年2月28日です。

特別徴収は年金支給月（4・6・8・10・12・2月）です。

問合せ介護福祉課介護保険係

平成18年度の第1号被保険者の保険料

所得段階		対象者	保険料算定基準	保険料（年額）
第1段階		①老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方②生活保護受給者	基準額×0.5	27,600円
第2段階		世帯全員が市民税非課税、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.5	27,600円
第3段階		世帯全員が市民税非課税、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	41,400円
第4段階		本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税を課税されている方がいる方	**基準額**	55,200円
保険料激変緩和対象	4-1	第1段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.66	36,400円
	4-2	第2段階→第4段階へ上昇した方・	基準額×0.66	36,400円
	4-3	第3段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.83	45,800円
第5段階		市民税を課税されている方で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	69,000円
保険料激変緩和対象	5-1	第1段階→第5段階へ上昇した方	基準額×0.75	41,400円
	5-2	第2段階→第5段階へ上昇した方	基準額×0.75	41,400円
	5-3	第3段階→第5段階へ上昇した方	基準額×0.91	50,200円
	5-4	第4段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.08	59,600円
第6段階		市民税を課税されている方で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	82,700円

やめよう打ち上げ花火公園でのロケット花火等は利用者や近所の方が迷惑します。問合せ地域整備課公園緑地係

公開します市政情報　保護します個人情報　ご利用ください　情報コーナー

情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、文書職員課文書係へ